

令和 7 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回臨時会

令和 7 年 4 月 25 日 開会

令和 7 年 4 月 25 日 閉会

宝達志水町議会

本臨時会に付議された議案件名

- 議案第26号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第27号 令和7年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第28号 町道子浦二口線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 議案第29号 町道向瀬所司原線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 議案第30号 中央保育所増築他整備工事請負契約の締結について
- 議案第31号 財産の取得について
- 議案第32号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 同意第1号 教育委員会教育長の任命について
- 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 同意第3号 固定資産評価員の選任について
- 発議第2号 町長の退職の期日に関する同意について

令和7年4月25日（金曜日）

◎出席議員

1 番	松 本 由理子	7 番	林 稔
2 番	西 塔 正 樹	8 番	塚 本 勇 仁
3 番	松 井 世己子	9 番	久 保 喜 六
4 番	岩 根 信 水	10 番	守 田 幸 則
5 番	勝 二 正 人	11 番	北 本 俊 一
6 番	松 浦 文 治	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

なし

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 十 丸 幸 代
次 長 森 田 泰 昭

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	寶 達 典 久
副 町 長	松 榮 忍
総 務 課 長 兼 復 興 推 進 室 長	金 田 成 人
企 画 情 報 課 長	南 谷 賢 朗
財 政 課 長	坂 井 賢
商 工 観 光 課 長	長 谷 川 能 之
税 務 住 民 課 長	開 美 紀
危 機 管 理 監 兼 環 境 安 全 課 長	藤 井 博 樹
健 康 福 祉 課 長	菅 野 嘉 一

健康づくり推進 室 長	寺 崎 弘 恵
子育て応援室長	宮 本 孝 則
農 林 水 産 課 長	秋 田 正 之
地 域 整 備 課 長	杉 谷 克 久
会 計 課 長	山 本 昭 弘
宝達志水病院 事 務 局 長	浅 川 治 世
教 育 長	細 江 孝
学校教育課長	浜 坂 浩 幸
学 校 教 育 課 担 当 課 長	杉 谷 靖 史
生涯学習課長	松 浦 賢 也

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第26号 令和 7 年度宝達志水町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第27号 令和 7 年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第28号 町道子浦二口線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第29号 町道向瀬所司原線道路災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第30号 中央保育所増築他整備工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第31号 財産の取得について
- 日程第10 議案第32号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第11 同意第 1 号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第12 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 3 号 固定資産評価員の選任について
- 日程第14 同意案件に対する質疑・討論の省略

- 日程第15 同意案件の採決
- 日程第16 議案に対する質疑
- 日程第17 討論
- 日程第18 採決

(追加日程)

- 日程第 1 発議第 2 号 町長の退職の期日に関する同意について
- 日程第 2 発議第 2 号に対する質疑
- 日程第 3 発議第 2 号に対する討論
- 日程第 4 採決

◎開会・開議

○議長（林 稔君） あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまから令和7年第2回宝達志水町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 稔君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、5番 勝二正人君、6番 松浦文治君を指名します。

◎会期の決定

○議長（林 稔君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（林 稔君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から、令和7年1月分及び2月分に関する例月出納検査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますから御了承願います。

今臨時会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

◎町長提出議案の上程・説明

○議長（林 稔君） これより、本日提出のありました議案第26号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から同意第3号 固定資産評価員の選任についてまでの議案10件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに、令和7年第2回宝達志水町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、先月23日に御逝去されました稲村建男県議に対し、心から哀悼の意を表します。

稲村先生は11期の長きにわたり、地域発展のために多大なる御貢献をされました。突然の訃報に接し、今もなお深い悲しみに堪えません。先生の御功績に対し、深く敬意を表しますとともに、御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、今臨時会に提出いたします補正予算2件、契約関係4件、その他関係1件、人事案件3件について、順次御説明申し上げます。

まず、議案第26号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億3,009万8,000円を追加し、総額を114億3,115万1,000円とするものであります。

総務費では、自治総合センターの助成が決定されたことから、能登半島地震で被災した柳瀬会館の建て替えに対する補助金と小川子どもの広場の遊具更新に係る工事費を追加するものであります。

また、物価高騰の影響を受けている町民の生活を支援するとともに、地域経済の下支え・活性化を図るため、1人当たり5,000円分のほっぴーさん商品券を支給する経費のほか、起業する地域おこし協力隊員への支援金を追加するものであります。

民生費では、燃料価格高騰の影響を受けている福祉施設や医療機関の負担を軽減するため、業務用車両の燃料費を助成するほか、仮設住宅等の入居者の見守り・相談支援に要す

る経費を追加するものであります。

衛生費では、風しんワクチンの供給不足により国において接種期間が2か年延長されたことに伴い、風しん予防接種に要する経費を追加するものであります。

商工費では、夏に開催される能登復興チャリティゴルフトーナメントに係る大会記念品や記念花火の周知経費のほか、町PRブースの設置に係る職員の時間外勤務手当に要する経費を追加するものであります。

消防費では、災害時のトイレ環境の改善を図るため、コンテナ型の移動式防災トイレや災害時でも使用できる通信機器を購入する経費を追加するものであります。

教育費では、近年の猛暑対策として、子どもたちが安全で快適に体育館で活動できるよう、また、避難所の環境改善を図るため、志桜・押水両小学校体育館の空調設備の設置に要する経費を追加するほか、小学校で活動されているボランティアの方々の活動服に係る経費、白虎山公園簡易野球場と多目的運動広場の循環式トイレの故障に伴う仮設トイレの借り上げに係る経費を追加するものであります。

災害復旧費では、能登半島地震で被災した武道館の復旧工事に係る実施設計に要する経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、繰入金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第27号 令和7年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、職員が運転する公用車が雪道でスリップし、停車中の車両に追突したことによる損害賠償金として、収益的支出に115万1,000円を追加するものであります。

次に、議案第28号から議案第31号までの各議案は、予定価格が5,000万円以上の工事又は予定価格が700万円以上の財産の取得であることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条または第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号と議案第29号については、能登半島地震により被災した道路の復旧を行うものであり、議案第28号 町道子浦二口線道路災害復旧工事請負契約は、有限会社沢田土木と6,710万円で、議案第29号 町道向瀬所司原線道路災害復旧工事請負契約は、中建設株式会社と9,350万円で契約を締結したいとするものであります。

次に、議案第30号 中央保育所増築他整備工事請負契約の締結については、トイレ、

備品庫等の増築を行うものであり、免田産業株式会社と6,728万7,000円で契約を締結したいとするものであります。

次に、議案第31号の財産取得についてであります。

本案は、町消防団第1分団の消防ポンプ自動車を購入するものであり、株式会社本田商会と3,190万円で契約を締結したいとするものであります。

次に、議案第32号 損害賠償の額を定め和解することについてであります。

本案は、議案第27号 令和7年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）にて説明いたしました町職員が公用車を運転中に起こした交通事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号、地方公営企業法第40条第2項並びに宝達志水町水道事業の設置等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、同意第1号 教育委員会教育長の任命についてであります。

教育長の任期が令和7年5月9日をもって終了することから、宝達志水町敷浪ハ120番地37、細江 孝を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号 教育委員会委員の任命についてであります。

委員には、宝達志水町北川尻ㄴ35番地2、西かおり氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第3号 固定資産評価員の選任についてであります。

町の人事異動に伴い、税務住民課長となった宝達志水町紺屋町ホ5番地、開 美紀を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上で案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

そして、この場をお借りしまして、町長として地域の発展に向けた決意を申し上げます。

冒頭にも申し上げましたとおり、稲村先生は長年にわたり、国や県と宝達志水町、そして羽咋市を信頼の下に結びつけ、地域の発展に大きな足跡を残してこられました。その突然の訃報に接し、深い哀悼とともに、残された私たちがその志を絶やさぬ責任を負っていることを強く感じております。

私自身、町長として８年間、町民の皆様のために、この一心で震災対応を含め、多くの課題の解決に取り組んでまいりました。その中で、安全・安心なまちづくりには国や県との信頼関係が大切であることを幾度となく痛感してまいりました。

宝達志水町、羽咋市、この地域の声をしっかりと届け、実現につなげる存在が必要である。復旧・復興の推進、未来の発展に向けて、町長としての責任を果たすために、私は急逝された稲村建男県議の御意思とその歩んでこられた道を受け継ぎ、発展に向けて前進するため、来る石川県議会議員補欠選挙に立候補する決意を固めました。

立場は変わりますが、町のため、地域のために力を尽くすべく、今回の決断に至りました。稲村先生が築かれた信頼と連携の礎を継承し、地域の皆様の思いを県政に確実に届けることで、よりよい未来を切り開いていく、それが私に課せられた新たな責務であると考えております。

これまで町政で培ってきた経験、そして町民の皆様からいただいていた信頼を力に、今後は県政の場において全身全霊で尽くしてまいる所存であります。どうか私のこの決意と挑戦に御理解と御支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以上です。

○議長（林 稔君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

◎同意案件に対する質疑・討論の省略

○議長（林 稔君） お諮りします。同意第１号 教育委員会教育長の任命についてから同意第３号 固定資産評価員の選任についてまでの３件は、人事案件につき質疑・討論を省略し、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） したがって、同意第１号から同意第３号までの３件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

細江教育長の退席を求めます。

〔教育長 細江 孝君 退場〕

◎同意案件の採決

○議長（林 稔君） これより採決に入ります。

同意第１号 教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、細江教育長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

細江教育長の入場を認めます。

〔教育長 細江 孝君 入場〕

○議長（林 稔君） それでは、御挨拶をお願いいたします。

○教育長（細江 孝君） ただいま教育長の再任について同意をいただきましたことに、その職責の重さを非常に強く感じているところでございます。

この学校で学べてよかった、この町で学べてよかった、この町に住んでいてよかったといった、町に誇りを持てるような教育行政をさらに進めてまいりたいと思っております。そのために、子どもたちには確かな学力の定着はもちろんのこと、様々な学びの機会の中で一流の方と出会い、一流のこと、ものと出会い、そして美しいものに出会い、そういつた中で豊かな心を育み、そしてまた、これから必要となってくる価値観をも身につけていってほしいと考えているところでございます。

また、町の方々には、つながりといったことを大切にして様々な事業を展開していく中で、地域の活性化へ向けた教育行政を進めていければと思っております。

これらのことは、皆さんのお力がなければ到底できないことでございます。これから後の教育委員会の事業に対して、皆様の御支援、そして御指導を今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、再任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 稔君） 次に、同意第2号 教育委員会教育委員の任命についてを採決します。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（林 稔君） 次に、同意第3号 固定資産評価員の選任についてを採決します。
本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案に対する質疑

○議長（林 稔君） ここで、議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 稔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

◎討 論

○議長（林 稔君） これより、議案全般にわたっての討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 稔君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

◎採 決

○議長（林 稔君） これより採決に入ります。

議案第26号 令和7年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第27号 令和7年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第28号 町道子浦二口線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第29号 町道向瀬所司原線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第30号 中央保育所増築他整備工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第31号 財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 稔君） 次に、議案第32号 損害賠償の額を定め和解することについてを採決します。

この採決は起立により行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（林 稔君） お諮りします。ただいま発議1件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 稔君） 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付します。

〔追加日程配付〕

◎町長の退職の期日に関する同意について

○議長（林 稔君） それでは、追加日程第1 発議第2号 町長の退職の期日に関する同意についてを議題といたします。

寶達町長の退席を求めます。

〔町長 寶達典久君 退場〕

○議長（林 稔君） 本件は、町長、寶達典久君から、本日、令和7年4月25日をもって辞職したい趣旨の申出があり、地方自治法第145条の規定により、退職の期日について議会の同意を要するものです。

それでは、議会事務局長に発議の朗読をさせます。

○議会事務局長（十丸幸代君） それでは、朗読いたします。

発議第2号 町長の退職の期日に関する同意について。

寶達典久町長から、令和7年4月25日をもって退職したい旨の申し出がありましたので、地方自治法第145条の規定により、議会の同意を求める。

令和7年4月25日。

宝達志水町議会議長 林 稔。

以上でございます。

◎発議第2号に対する質疑

○議長（林 稔君） ここで、議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 稔君） 質疑なしと認め、これで質疑を終了します。

◎発議第2号に対する討論

○議長（林 稔君） 次に、討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

11番 北本俊一君。

〔11番 北本俊一君 登壇〕

○11番（北本俊一君） 8年前、町民の負託を受け、新しい宝達志水町がスタートをしたわけであります。町民の幸せのために、福祉の向上のために、そして子どもの未来のために、寶達町長、議会、職員が一丸となって頑張ってきました。3期目、ようやく無競争で町が平和になったな、8年間種をまいたものが実となって花を咲かせるときに、なぜ辞めなくてはいけないのか。みんなと一緒に歩んできた8年間は一体何だったのか。非常に残

念でなりません。町民、職員、そして私たちは、どうしていいかわかりません。

できることならば、とどまっていたきたい。駄目ならば、僅かな時間ではありますが、町民の負託に応えるために、最後の御奉公だと思って、一生懸命に取り組んでいただきますよう心よりお願いを申し上げます。

○議長（林 稔君） 次に、賛成討論はありませんか。

9 番 久保喜六君。

〔9 番 久保喜六君 登壇〕

○9 番（久保喜六君） 私は、発議第2号 町長の退職の期日に関する同意について、賛成討論をいたしたいと思います。

寶達町長は、8年間、町長として町の発展に尽くしてこられたことは、皆さんも周知のとおりであります。定住促進、防災対策、インフラ整備、子育て支援、教育環境の充実、ふるさと納税の増収等など、その中で町だけでは解決できない壁、特に能登半島地震で県や国との連携の重要性、復旧・復興の推進や支援制度の整備財源確保など、多くの局面で町単独では限界があり、県政との連携強化をということを身をもって痛感したこととお見受けいたします。

これまでその役割を担ってこられたのは、故稲村県議です。今、地域に県議が不在というかつてない空白が生まれています。このままでは国・県、信頼ある連携が途絶えてしまう。この危機感から、寶達町長は大きな大変重い決断をされたこと、この地域の発展を真に思っていることだろうと思います。町政を投げ出したのではなく、町民を裏切ったのではありません。町長として培った経験と実績で、この地域のさらなる発展に寄与することと私は確信しております。

最後に、いま一度、この町のため、この地域のために、町政を投げ出したのではなく、町民を裏切ったわけでもありません。このことを申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（林 稔君） 次に、反対討論はありませんか。

3 番 松井世己子君。

〔3 番 松井世己子君 登壇〕

○3 番（松井世己子君） 約1か月前、町長を町民は選んだのです。12月議会で3期目も目指すと、出馬すると表明したのです。4月3日の選挙で、無投票で選ばれたのです。それなのに、無責任極まりないと思います。

今、町は大混乱です。町長は町のトップです。交代は利かないのです。町の町民は納得

しておりません。町長職を軽んじてませんかね。

町民のため、今からでも遅くないんです。出馬を断念してください。町民のためです。町長として残っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 稔君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 稔君） ほかに、討論はありませんか。

4 番 岩根信水君。

〔4 番 岩根信水君 登壇〕

○4 番（岩根信水君） 私は、寶達町長の退職の期日に関する同意について、反対討論を行います。

町長は、先月の町長選挙において「融和」をスローガンに掲げて、無投票で当選されました。その際、政党を問わず、地域の国会議員、県議員、近隣首長の激励、お祝いを受けられました。政争の町と言われてきたこの地域で、町長として融和を成し遂げられ、各方面へのパイプを築き上げられて、すごいと感銘をしていました。そのパイプを生かして、この町のために尽力していただけるものと期待をしていました。それなのに、3 期目の4 年間が始まった矢先に辞職なんてことは考えられません。

任期4 年のうち3 年11 か月残し辞職、社会通念上、異例中の異例なことでもあります。町にはまだまだ多くの課題が山積しております。地震からの復旧・復興はもちろん、小学校は今年度に統廃合したばかりで、新たな課題も出てくると思います。廃校となった小学校をどうするのかも結論が出ておりません。人口減少は全国的な問題ではありますが、町としての対策を何も打たないというような選択肢はありません。まだまだいろいろな課題はあるとは思いますが、それらの課題をクリアしていくためには、相応の経験が必要であると考えております。

報道を通じて聞こえてくる町長の御発言に、保守の議席を守っていかなんと耳にすることがあるんですけれども、それは誰かほかの方にお任せすればいいのではないかと思います。寶達町長が町長として守らなければならないのは、政治の組織ではなく住民の暮らしであります。どうか考え直していただきたいと思います。

辞職願を出された首長がそれを取り下げた例は、ほぼ皆無とっていいほど事例がありません。それを重々承知の上で、いま一度、町長として町の復旧・復興、町民の暮らしの

ため、御尽力していただくことを期待してやみません。よくよくお考えをいただくため、今時点での寶達町長の本日付の退職に賛成することはいたしかねます。どうか御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 稔君） ほかに討論はありませんか。

1 番 松本由理子君。

〔1 番 松本由理子君 登壇〕

○1 番（松本由理子君） 議長のお許しを得ましたので、発議第2号 町長、寶達典久氏の辞職願に対し、反対の立場から討論を行います。

寶達町長は、5月2日告示予定の石川県議会議員補欠選挙に立候補する意向を示され、そのための辞職願が本日、我々議会に提出されております。私たちはこれに対し、町民の声を代弁する立場から、明確に反対の意思を表明します。

まず、申し上げたいのは、町政の継続性と安定性が著しく損なわれるという点です。

御存じのとおり、能登半島地震から本町はいまだ立ち直りのさなかにあります。道路や下水道の整備、さらに公共施設や子ども・高齢者向けのインフラ復旧など、多くの課題が山積しています。そうした中で、町政のトップである町長がその任期を全うすることなく、途中で辞職するというのは、住民から見ればあまりにも無責任ではないでしょうか。町民が求めているのは、未来の県政ではなく、この町のリーダーシップなのです。

さらに、能登では今なお余震が続いており、町民の不安は解消されていません。実際、私たちは日々揺れを感じながら生活しており、また大きな地震が来るのではないかとという恐怖と隣合わせの中にいます。そんなとき、もし再び大規模な地震が起きたらどうなるか。初動対応を担うべき指揮官である町長がいない空白の時間を町が迎えることになります。これは極めて深刻なリスクであり、町民の命と暮らしを守る上で看過できない問題です。果たして町長はそのリスクを十分に検討されたのでしょうか。

次に、選挙に係る莫大な費用の問題です。

寶達町長はつい先月、3月の町長選挙で、無投票により3期目の当選が決定いたしました。そして、4月3日には正式に3期目が始まったばかりです。にもかかわらず、その僅か5日後に町長の職を辞し、県議補選への立候補をすると表明されたわけです。この決断により、町は6月に町長補欠選挙を行う必要性が生じ、約1,200万円の公費が再び投じられることになります。3月の選挙で既に経費が使われたばかりですから、結果的に辞めな

ければ不要だった1,200万が町民の税金から失われるのです。

もちろん県議選への立候補は町長にとって大きな挑戦であり、政治家としての夢や志を否定するつもりはありません。しかしながら、町長職というのは3月末現在、1万1,765人の町民の生活と未来を背負う重責であり、その任期を始めたばかりの人間がたった数日で職を放棄するというのは、あまりにも軽率で無責任ではないでしょうか。町民から見れば、夢のために町政を途中で放り出した、わがままのために大金を無駄に使ったと受け止められても致し方ありません。その責任は町長個人だけではなく、それを追認する議会にも及ぶのです。

最後に申し上げます。

今回の辞職が本人の自由、次なるステップのためといった言葉で正当化されるのであれば、町政そのものの信頼性が問われかねません。私たち議員は、町政の安定と町民の福祉のために存在するのです。今この時期、この辞職を認めることは、町民の声に背を向け、町の未来に無責任な選択をすることになると私は強く危惧しています。

よって、以上の理由により、寶達町長の辞職願に対し、私は強く反対の意を表し、本討論を終えます。

○議長（林 稔君） ほかに討論はありませんか。

2番 西塔正樹君。

〔2番 西塔正樹君 登壇〕

○2番（西塔正樹君） 私は、発議第2号 町長の退職の期日に関する同意について賛成いたします。

なぜなら、町長は2期8年の実績があり、苦渋の決断をされたものだと思います。なぜなら、皆さん方、支えた議員の方々のお力はさることながら、思うようにいかず、例えば国・県よりの支援、はるかに遅れて、よく去年、私たちも言いました。町長、国・県へ即、お力をいただきに走ってください。

なかなか思うようにいかないんだというようにお見受けしました。それはいろんな組織の絡みもあるかもしれませんが。私たちの力不足もあるかもしれません。しかし、やっぱり国・県のお力がないと、なかなか思うように事は進まないのです。

やっぱり最終的に、先ほどから言われているように、子育て、若者定住、人口なかなか増えません。少子高齢化、詰まっています。やっぱり増えていくのはイノシシであったり、なかなか人間の増加にはつながらず、思うようにいっておりません。そのような全ての対

応に、やっぱりという思いで立たれたんだと思います。痛感されたんだと思います。

やっぱりお若いです。町を決して捨てていったんじゃないと思います。これからの若者定住、お年寄りばかりがたまって困難なまちづくりには、やっぱりやっぱり今から手を打たなければということで、大きな大きな目線で、羽咋南部、羽咋市、宝達志水を踏まえての大きな大きな視野で立たれて、稲村県政、やっぱりつないでいきたいということで、県議の後の穴は大きかったです。それに立ち向かったような町長の意気込みを我々は持ち上げようではありませんか。

将来においてこれからやっていただきたいということで、決して決して町を見捨てたんじゃないです。町にもてこ入れしてもらいます。もちろん町長の確立するお力にも、そして町政そのものにもアドバイスをいただき、今後ますますのこの町が発展、未来に向けていけるように、そうやってあっていただくのが寶達典久しか、今、県政に立ち向かうのはいないと思います。

確かに穴も大きいです。痛手もあります。ダメージもあります。しかし、今後それをみんなの町民の力を挙げて、総力を挙げて、私たち議員もそうですけれども、みんなでやっていこうではありませんか。やらなければいけないと思います。この町が今、大変な危機に面しております。

そうということで、私は、寶達典久氏の退職の期日に関する同意について同意いたします。

以上で、よろしくお願いします。

○議長（林 稔君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 稔君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

◎採 決

○議長（林 稔君） これより採決に入ります。

発議第２号 町長の退職の期日に関する同意についてを採決します。

この採決は起立により行います。

発議第２号 町長の退職の期日に関する同意については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 稔君） 起立少数です。したがって、発議第２号 町長の退職の期日に関

する同意については同意しないことに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩します。

午後 4 時29分休憩

午後 4 時29分再開

○議長（林 稔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、寶達町長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

寶達町長。

○町長（寶達典久君） ただいま、私の辞職の期日に関する同意をいただけませんでした。これは議会の皆様方の判断によるものであり、大変重く受け止めてございます。

そして、賛成、反対の様々な討論もいただきました。反対の御意見の方からは、無責任やと、任期を多く残しながら辞めていくことについて、そういったことについての御批判もございました。

また一方で、これまで頑張ってきた、もっと頑張してほしい、そのような言葉もいただきました。全て重く受け止めなければいけないといった御意見だというふうに存じてございます。

しかしですね、皆さんの反対された方々の御意見の中で、共通してですね、大切なことが1つ欠けてございます。それはですね、稲村県議が亡くなったことです。この地域においては、本当に長く政争が続いてきました。大変残念なことです、県議さんの名前を聞いただけでアレルギー反応が出るような、そんな方も多くいらっしゃいます。

そして、今回、私はですね、稲村先生の後継を目指して頑張りたい、そういった決意でございますが、私はですね、決して稲村先生を礼賛しておるとか、稲村派で頑張るげんと、そんなことではないのです。応援してくださった本吉の皆さんを裏切る、そんな思いでも決してない。私は町長としてその職責を果たさんならん。

稲村先生がおられなくなったとき、本当に大きな衝撃でした。私も精いっぱい頑張ってきましたが、町長としてだけでは大きな仕事ができないと、復旧をどうするがんか、多くの課題がある中どうするがんかと、そういった御意見もいただきましたが、そういったことに十分に応えていかないと、そんなふうに思っております。

私の思いは、羽咋市の岸市長さんも同じです。ですから、岸市長さんは私を精いっぱい応援してくださっています。こうしたこの地域を守ってこられた、地域と県と国をつなぐ県議の存在、これがなくなった緊急のときであると。地域においては多くの課題がある中、

非常時でもあります。これを変えるために、この中で今後もですね、地域のために頑張る、そういった県議の存在、私も至らぬ者であります、一つ一つ仕事を重ねて頑張っていきたいということを思っています。

あとですね、1つ分かることがあります。少し前にですね、この地域における県議の存在について、当時、私を御支援してくださった町議の皆さん、何人かの方、私と一緒に話をすることがございましたが、現在ですね、私を支持していただけない方は、もう当時の考えと全く違うことをされておりますね。そのお考えや行動は何に基づくものなのか。権力を争う、そんなものだけではありません。

皆さんもおっしゃいました。町長はリーダーやと、この町のために仕事をせんなん。この非常時において、私は町長として権力やそんなものを超越して、町の皆さん、そして羽咋市も含めた地域の皆さんのために全力で頑張っていく。私と私を支持してくださる皆さん、みんなそういう思いです。この思いを大切に、この覚悟一心で精いっぱい頑張っています。

本日はお認めいただけませんでした。当然のことながら、最後まで職責を果たしてまいります。それとともに、皆さんに私の考え、私たちの考え、力を合わせて頑張っていこう、未来のために、子どもたちのために、全ての皆さんの安心・安全のために、私も町議になって以来、ずっとその覚悟で来ました。その思いを皆さんと共にしながら頑張っていきたいと、そういう思いでございます。精いっぱい前へ進んでまいります。よろしくお願いします。

◎閉議・閉会

○議長（林 稔君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回宝達志水町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後4時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 林 稔

署名議員 勝 二 正 人

署名議員 松 浦 文 治